○法務省告示第百六号

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき、平成二十二年法務省告示第六百二十三号（出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
［一～六　略］	［一～六　同上］
七　特定活動告示第四十三号に掲げる活動を行おうとする者にあっては、本人の同意を得て同号に規定する活動の円滑な遂行に必要な支援を無償で提供することを誓約している個人又は団体の職員	［号を加える。］
備考　表中の［一］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、平成三十年七月一日から施行する。

○法務省告示第百七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第四十三号に掲げる活動を指定されて在留する者の在留手続の取扱いに関する指針を次のように定める。

平成三十年三月三十日

法務大臣　上川　陽子

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第四十三号に掲げる活動を指定されて在留する者の在留手続の取扱いに関する指針

第一　目的

この指針は、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号。以下「特定活動告示」という。）第四十三号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する者に関する在留手続に係る取扱いを明らかにし、もって出入国の公正な管理を図ることを目的とする。

第二　取扱い

一　通算して二年まで本邦に在留しようとする場合には、特定活動告示第四十三号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する者であって、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二十一条第三項の規定による在留期間の更新の許可（以下「在留期間の更新の許可」という。）を受けるものは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

1　特定の個人又は団体から必要な支援を無償で受けることができる環境の下で、日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解を目的とする活動（日本語を習得する活動を含む。）を行っており、今後も行うことが見込まれること。

2　在留中の活動状況について、特定の個人又は団体から地方入国管理局長に報告がされていること。

3　在留中の活動状況について、特定の個人又は団体から地方入国管理局長に報告がされていること。

4　帰国のための旅行切符又は当該切符を購入するための十分な資金を所持していること。

5　本邦における滞在中、独立の生計を営むことができると見込まれること。

6　健康であること。

7　本邦における滞在中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること。

8　在留状況が良好であること。

二　通算して二年を超えて本邦に在留しようとする場合には、特定活動告示第四十三号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する者であって、在留期間の更新の許可を受けるものは、一に掲げる事項のいずれにも該当し、かつ、日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力を有していることを試験により証明されているものとする。

三　通算して三年を超えて本邦に在留しようとする場合には、特定活動告示第四十三号に掲げる活動を指定されて本邦に在留する者であって、在留期間の更新の許可を受けるものは、一に掲げる事項のいずれにも該当し、かつ、在留中の活動を通じて日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解が十分に深められているものとする。

附　則

この告示は、平成三十年七月一日から施行する。

○財務省告示第七十七号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第二十五条第六項の規定に基づき、外国為替令第二十五条第二項から第五項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第百一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第十六条の二に規定する銀行等（以下「銀行等」という。）のうち次に掲げる者	一　［同上］
株式会社みずほ銀行	［同上］
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
株式会社三井住友銀行	［同上］
株式会社りそな銀行	［同上］
株式会社横浜銀行	［同上］
株式会社北陸銀行	［同上］
株式会社静岡銀行	［同上］
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	［同上］
三井住友信託銀行株式会社	［同上］
みずほ信託銀行株式会社	